

第1章 医療薬学専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（5）の「1年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。

（1）「医療薬学専門薬剤師研修施設」への在籍の証明となる医療薬学専門薬剤師研修施設長による在籍証明書。「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を行った場合は「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」の施設長による在籍証明書とする。

（2）「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書。ただし、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が「医療薬学専門薬剤師」の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。「医療薬学専門薬剤師」の更新申請を行う場合は、自らが研修修了を証明することができる。

3 複数の「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」または「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」で研修を履修した場合の取り扱いとして、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。ただし、期間が重複する場合、合算できる在籍期間ならびに研修期間は一つのみとする。

4 要件（5）の「1年以上の研修歴」については、2020年1月以降に「医療薬学専門薬剤師研修施設」において実施した研修が対象であり、平均的に月に4日相当以上の研修を継続的に行うことで研修期間とすることができる。

5 要件（6）のクレジットは「別表1」に定める。

6 要件（6）は、参加を証明する資料等を提出すること。

7 要件（7）の自ら実施した5年の患者アウトカムや医療の質向上に貢献した臨床実績は、「研修施設での患者対応（症例）」、「薬剤業務において、医療の質の向上または患者アウトカムの向上等に寄与した事例」であり、保険請求の有無を問わない。なお、症例の分類は「別表2」の通り。

8 要件（8）は、学会発表の要旨および論文のコピーを提出すること。

9 要件（8）の地区大会は以下に定める。

「北海道薬学大会」、「日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部 合同学術大会」、「東海薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会」、「北陸信越薬剤師大会・北陸信越薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会近畿学術大会」、「近畿薬剤師学術大会」、「日本薬学会・日本

薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会」、「九州山口薬学大会」、「日本薬学会北海道支部例会」、「日本薬学会東北支部大会」、「日本薬学会関東支部大会」、「日本薬学会東海支部 総会・大会」、「日本薬学会北陸支部例会」、「日本薬学会関西支部総会・大会」、「日本薬学会九州山口支部大会」

10 要件（9）の専門薬剤師認定試験の受験は、本学会「認定薬剤師」であった者は免除する。ただし、認定薬剤師認定試験を受験していない本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」は、この限りではない。

11 要件（9）の専門薬剤師認定試験の合格は、薬剤師生涯学習達成度確認試験の合格証のコピーの提出をもって免除することができる。

12 要件（5）、（8）、及び（9）の専門薬剤師認定試験及び薬剤師生涯学習達成度確認試験の合格には有効期限を設けない。

（申請・認定試験）

第2条 「医療薬学専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書と共に認定制度規程の第4条の2の（1）から（8）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。認定審査により受験資格を有することが確認された者が専門薬剤師認定試験を受験することができる。

（再申請・認定試験）

第3条 認定制度規程の第4条の2の（9）の専門薬剤師認定試験に合格した後、要件（7）の自ら実施した5年の患者アウトカムや医療の質向上に貢献した臨床実績に係る審査で不認定となった場合、翌年度以降に「医療薬学専門薬剤師」の再申請をする際には、専門薬剤師認定試験の受験が免除される。申請書と共に認定制度規程の第4条の2の（1）から（9）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。

（更新の再申請）

第4条 認定制度規程の第15条については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「医療薬学専門薬剤師」を標榜することはできないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

（認定資格失効後の申請）

第5条 「医療薬学専門薬剤師」の認定資格の失効者が、再度認定を取得する場合には、あらためて認定制度規程の第4条の2の要件を具備すること。ただし、要件（5）、（8）及び（9）は過去の申請に用いたものでもよい。

第2章 医療薬学指導薬剤師認定資格

（資格の補則）

第6条 認定制度規程の第5条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（2）のクレジットは「別表1」に定める。

3 要件（2）は、申請資格を証明する資料を提出すること。

4 要件（４）の地区大会は以下に定める。

「北海道薬学大会」、「日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部 合同学術大会」、「東海薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会」、「北陸信越薬剤師大会・北陸信越薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会近畿学術大会」、「近畿薬剤師学術大会」、「日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会」、「九州山口薬学大会」、「日本薬学会北海道支部例会」、「日本薬学会東北支部大会」、「日本薬学会関東支部大会」、「日本薬学会東海支部 総会・大会」、「日本薬学会北陸支部例会」、「日本薬学会関西支部総会・大会」、「日本薬学会九州山口支部大会」

5 要件（４）は、学会発表の要旨および論文のコピーを提出すること。

（申請）

第7条 「医療薬学指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第5条の2の（１）から（４）、及び第5条の3（１）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。

（認定資格失効後の申請）

第8条 「医療薬学指導薬剤師」の認定資格の失効者が、再度認定を取得する場合には、あらためて認定制度規程の第5条の2の要件を具備すること。ただし、要件（４）は過去の申請に用いたものでもよい。

第3章 医療薬学専門薬剤師研修施設認定資格

（資格の補則）

第9条 認定制度規程の第6条の2および3は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定制度規程の第6条の2（２）および第6条の3（２）の継続的な指導の目安としては、平均的に月に4回相当以上の研修とする。

3 認定制度規定の第6条の3（１）の「医療薬学専門薬剤師」は、正式に「医療薬学専門薬剤師」として認定されている者を指し、「医療薬学専門薬剤師（暫定）」は対象外とする。

第10条 認定制度規程の第6条の5は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 連携研修を行う者及び研修を受け入れている「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、「連携研修実施報告書」を研修1年ごとに本学会へ提出することとする。

第11条 「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」を申請または更新する場合には、基幹施設との間で研修予定者の研修に係る具体的な実施計画を有していること。

第4章 更新保留者による更新申請

（医療薬学専門薬剤師の更新保留後の更新申請）

第12条 認定制度規程の第15条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 要件（１）は、更新保留中であっても本学会の会員を継続していなければならない。ただし、休会期間中は除く。

3 要件（２）及び（４）は、認定期間中のものに加えて、更新保留期間中のものも含める。

4 要件（３）は、更新申請時点５年以内のものとする。

（医療薬学指導薬剤師の更新保留後の更新申請）

第１３条 認定制度規程の第１６条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 要件（１）は、更新保留中であっても本学会の会員を継続していなければならない。ただし、休会期間中は除く。

3 要件（３）及び（４）は、認定期間中のものに加えて、更新保留期間中のものも含める。

4 要件（２）は、更新申請時点５年以内のもの。

第５章 認定の取り消し

（認定の取り消し）

第１４条 認定制度規程の第１４条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 認定制度規程第４条の２（１）に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、「医療薬学専門薬剤師」及び「医療薬学指導薬剤師」の資格を喪失する。

3 認定制度規程第４条の２（３）に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」の資格を喪失する。

4 認定制度規程第６条の２（１）に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、認定を取り消すことがある。

5 認定制度規程第６条の２（２）について、「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、認定を取り消すことがある。

6 認定制度規程第６条の３（１）に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、認定を取り消すことがある。

7 認定制度規程第１５条に定める「医療薬学専門薬剤師」、認定制度規程第１６条、第１７条に定める「医療薬学指導薬剤師」、認定制度規程第１８条に定める「医療薬学専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

第６章 費用・手数料等

（連携研修料）

第１５条 認定制度規程第２１条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

2 「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」と「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」が連携して研修を行う際には、「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」は連携研修料として１年ごとに研修生１人あたり４６，２００円（税込）を学会事務局へ支払い、学会手数料を除い

た研修生1人あたり1年ごとに33,000円(税込)を学会から「医療薬学専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

第7章 医療薬学専門薬剤師等の暫定認定から正規認定への移行

(医療薬学専門薬剤師(暫定)から正規認定への移行)

第16条 2021年以降過渡的措置により認定された「医療薬学専門薬剤師(暫定)」は更新することができない。暫定認定期間内に以下の要件を満たすことで正規認定への移行申請を行うことができ、認定審査に合格した場合に正式に「医療薬学専門薬剤師」として認定する。その際の認定期間は、暫定認定期間の長短に関わらず、正式に認定した日から5年間とする。

(1) 本学会の会員を5年以上継続していること。

(2) 本学会が認定する「医療薬学専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、1年以上の研修歴を有すること。

(3) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。ただし、次のものは必須とする。

(i) 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上の参加。

(4) 自ら実施した5年の患者アウトカムや医療の質向上に貢献した臨床実績10件を提出すること。

(医療薬学専門薬剤師(暫定)による医療薬学指導薬剤師の申請)

第17条 2021年以降過渡的措置により認定された「医療薬学専門薬剤師(暫定)」が「医療薬学指導薬剤師」の認定申請をする場合は、前条の要件を満たし正式な「医療薬学専門薬剤師」への移行申請を同年度に行う必要がある。ただし、「医療薬学専門薬剤師」への移行申請が認められなかった場合は、「医療薬学指導薬剤師」の認定審査結果に関わらず「医療薬学指導薬剤師」の認定は認められない。

2 要件(1)については、「医療薬学専門薬剤師(暫定)」の活動期間を含めることができる。

第8章 従来の認定薬剤師・指導薬剤師、研修施設の取り扱い

(医療薬学専門薬剤師・医療薬学指導薬剤師・医療薬学専門薬剤師研修施設への移行)

第18条 2020年1月1日付で、従来の本学会「認定薬剤師」は「医療薬学専門薬剤師」、従来の本学会「指導薬剤師」は「医療薬学指導薬剤師」、従来の本学会「認定薬剤師研修施設」は「医療薬学専門薬剤師研修施設」、と無条件にみなすこととする。

2 2020年1月1日付で「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師研修施設」とみなした者及び施設は、現在の各認定期間終了後の更新時に、「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師研修施設」の更新要件での更新となる。

(医療薬学専門薬剤師・医療薬学指導薬剤師への移行に係る過渡的措置)

第19条 2020年1月1日付で「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」とみなした者の

1 回目更新の過渡的措置の要件を以下の通りとし、2024年度の申請まで過渡的措置とする。当該措置の期間中に更新保留が認められた者の更新保留後の1回目の更新申請に限り、2025年以降であっても以下の過渡的措置の要件を適用する。

2 「医療薬学専門薬剤師」とみなした者は、認定制度規程の第15条の(2)、(4)、(6)、(7)は必須要件として求めない。

3 「医療薬学指導薬剤師」とみなした者は、認定制度規程の第16条の(3)は必須要件として求めない。

第9章 認定期間

(医療薬学専門薬剤師研修施設の認定期間)

第20条 認定制度規程第13条の2に定められた「医療薬学専門薬剤師研修施設」の認定期間は、以下の通り取り扱うこととする。

2 認定開始日が4月1日の場合は5年間、認定開始日が10月1日の場合は4年6ヶ月間とする。

(認定満了日の調整に係る取り扱い)

第21条 認定制度規程第13条については、2022年度以降に新規・更新申請されたものについて、認定開始日を4月1日、認定満了日を3月31日とする。それに伴い、認定満了日が12月31日となっている認定済みの「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師研修施設」の認定満了日を、全て3ヶ月間延長する。

第10章 規程細則の変更

(規程細則の改廃)

第22条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2025年5月1日より施行する。

2020年	1月1日	制定
2020年	5月11日	改正
2020年	9月24日	改正
2020年	12月24日	改正
2021年	7月27日	改正
2022年	1月1日	改正
2023年	3月2日	改正
2024年	3月6日	改正

「別表 1」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参 加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会	10 単位	5 単位	2 単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義	15 単位		
3	がん専門薬剤師集中教育講座	15 単位		
4	医療薬学公開シンポジウム	5 単位	5 単位	2 単位
5	フレッシュャーズ・カンファランス	5 単位	5 単位	2 単位
6	臨床研究セミナー	5 単位	5 単位	2 単位
7	上記以外の日本医療薬学会が主催するセミナー	1 単位/ 1 時間		
8	医療薬学関連の全国学会	5 単位	3 単位	2 単位
9	医療薬学関連の地方学会	5 単位	3 単位	2 単位

※ 上記 7 は、本学会が認定したもの。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10 単位	5 単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20 単位	10 単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1 報につき、不採択であっても対象となる）	1 単位	

「別表 2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患
7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
1 0	血液及び造血器疾患
1 1	感覚器疾患
1 2	内分泌・代謝疾患
1 3	皮膚疾患
1 4	感染症
1 5	悪性腫瘍
1 6	その他（どれにも分類されない場合、外来患者の定期的指導なども含む）

※ 長期に渡って薬学的ケアを行ってきた外来患者への関与は領域 1 6 として扱う。